

[事案 2023-47] 転換契約無効請求

・令和 6 年 3 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 10 月に既契約を定期保険特約付終身保険(契約①)に転換し、平成 8 年 7 月に契約①を定期保険特約付終身保険(契約②)に転換し、その後平成 11 年 10 月に契約②を終身保険(契約③)に転換し、さらに平成 20 年 1 月に契約③を終身保険(契約④)に転換したが、以下等の理由により、契約②③④を無効とし、契約①に戻してほしい。

- (1) 自分の意向は、当初から少しの保障と貯蓄を目的とする保険であり、契約①は 60 歳になったら退職金代わりになると思って加入した。
- (2) 契約①を担当した募集人が退職した後、別の募集人が自分の意向を無視し、説明することもなく、「死亡保険金増額と疾病傷害を特約として付けておきますね」と説明しただけで、契約②に転換させた。
- (3) 複数の募集人同士の争いに巻き込まれ、募集人らの思うままに転換手続が進められた。
- (4) 募集人らは、契約者貸付金の返済を目的に転換をした際にも、契約の資産価値について説明をしなかった。
- (5) 自分は、募集人らから十分な説明を受ける機会を与えられないまま 3 回転換し、見直す必要がなかった終身保険部分が減額されて現在に至っている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①から契約②に転換する際、募集人らは、複数回にわたって申立人を訪問し、パンフレットおよび設計書を用いて保障内容や転換制度について説明を行った。申立人は設計書の小さな文字まで読み込み、保障内容を理解していた。
- (2) 契約②から契約③、契約③から契約④への転換手続の際にも、募集人らはパンフレットおよび設計書を用いて申立人に説明を行った。
- (3) 契約③への転換手続と、契約④への転換手続では、転換前契約の保険金額を減額することで、契約者貸付金の返済がなされている。申立人は契約者貸付金の利息を支払いたくないという希望を持っていたため、募集人が申立人に転換を勧め、申立人が承諾した。
- (4) 契約④への転換手続は、契約③の転換価格が一番高くなる時期に行われており、申立人にとって有利であった。
- (5) 当社は、各転換手続の後に申立人に契約内容を記載した保険証券を送付し、その後も年に一度、契約内容を記載した資料を送付しており、申立人は各契約内容および転換制度を理解していたはずである。
- (6) 契約②への転換から本件苦情に至るまで約 26 年の間、申立人は何らの苦情も申し立てていなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握する

ため、申立人および契約②③④を担当した募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。